

平成 28 年度
事業計画書(案)

平成 28 年度事業計画書(案)

一般社団法人日本医療安全調査機構（以下「当機構」という。）は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 19 の規定に基づき、同法第 6 条の 18 に掲げる医療事故調査・支援センターが行うこととされている調査等業務（以下「センター業務」という。）について、事業計画を次のとおり定める。

平成 28 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本医療安全調査機構
理事長 高久 史磨

1. 事業の概要

当機構が行うセンター業務の内容は、以下のとおりとする。なお、その業務の一部を医療法第 6 条の 11 第 2 項に規定される医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に委託することがある。ただし、(7)の業務を行う場合には、予めその内容について厚生労働省と協議するものとする。

- (1) 医療機関の管理者から受ける医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- (2) 医療機関の院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- (3) 院内事故調査の報告をした医療機関の管理者に対する情報の整理及び分析の結果報告を行うこと。
- (4) 医療機関の管理者が医療事故に該当するものとして医療事故調査・支援センターに報告した事案について、医療機関の管理者又は遺族から調査依頼があった場合の調査（以下「センター調査」という。）の実施、及びその結果の報告を行うこと。
- (5) 医療事故調査に従事する者に対する医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。
- (6) 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。
- (7) その他医療の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。

2. 事業実施に係る委員会等の運営

- (1) 理事会の諮問に応じて、医療事故調査・支援事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を開催し、センター業務の活動方針の検討及び活動内容の評価を行い、理事会に答申する。
- (2) 専務理事の諮問機関として、総合調査委員会を開催し、センター調査における調査方針の検討及びセンター調査結果の報告書を審議する。また、本委員会において調査する事案毎に「個別調査部会」を開催し、当該事案に係るセンター調査結果の報告書案を作成する。
- (3) 専務理事の諮問機関として、再発防止委員会を開催し、医療機関の院内事故調査結果の報告により収集した情報を整理し、再発防止策及び啓発普及に関する審議を行う。また、本委員会が定める検討課題毎に「専門分析部会」を開催し、当該課題毎に医療機関の院内事故調査結果の報告により収集した情報を整理し、医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止対策の立案等を検討する。

3. 相談業務の充実

医療事故調査の実施に関する医療機関等からの相談について、一層円滑な相談業務が図られるよう、前年度の実績を踏まえその充実に努める。

4. センター調査の円滑な実施

個別調査部会設置規程及びセンター調査実施要領等に基づき、センター調査の円滑な実施を実現する。また、必要に応じ、センター調査実施要領等の見直しを行う。

5. 再発防止策の策定

医療事故調査の個々の事例報告を体系的に整理・分析し、複数の事例分析から見えてきた知見などによる再発防止策を提言した報告書を策定する。

6. 医療事故の再発防止に関する普及啓発

集積した情報に基づき再発防止委員会において検討した再発防止策について、印刷物又は Web 上のシステム等によって情報提供し、普及啓発を行う。

また、再発防止策がどの程度医療機関に浸透し適合しているか、調査を行う。

7. 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施

医療事故調査に従事する者（機構職員、医療機関職員、支援団体職員）に対し、前年度の実施状況や研修結果アンケートを踏まえ、対象者別に下記の研修を実施する。

なお、徴収した費用の用途は本業務にかかる経費に限定する。

（1）機構の職員向け

センターの業務（制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等）を円滑に遂行するための研修

（2）医療機関の職員向け

科学性、論理性、専門性を伴った医療事故調査を行うための知識等を習得する研修

（3）支援団体の職員向け

専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修

（注）（2）及び（3）の研修を行うに当たっては、既存の他の団体等が行っている研修と重複がないよう留意するものとする。

（注）上記（2）及び（3）の事業については、支援団体へ業務委託する。なお、委託にあたっては、事前に厚生労働省と協議して実施する。

8. 医療事故調査制度の広報・周知

医療事故調査制度の概要、医療事故調査・支援センターの役割及び医療事故報告・相談方法等に係る広報・周知を、各種媒体により実施する。

9. 情報システムの検証等

（1）個人情報管理システムの検証・改善

（2）医療事故報告及び医療機関調査報告の受付用システムの検証・改善

（3）情報管理データベースの検証・改善及びシステムの構築

10. 支援団体との協力

支援団体（医師会等医療関係団体）と円滑な制度の運用に係る連携を図る。

1 1. 職員の体制整備

業務の遂行に際して必要な知識、技能の習得等人材育成に引き続き努めるとともに、採用にあたっては、センター調査の実施状況等を踏まえて、適宜、必要な人員の考え方について厚生労働省と協議するものとする。

1 2. 機器及び備品等の整備

センター業務に必要となる機器及び備品等を整備する。

1 3. 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、医療法等の関係法令、「医療事故調査制度の施行に係る検討について」（平成 27 年 3 月 20 日医療事故調査制度の施行に係る検討会）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について」（平成 27 年 5 月 8 日付医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）を遵守し、医療法施行規則第 1 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号に規定されている調査等業務の実施に関する計画並びに医療法第 6 条の 18 に規定されている業務規程及び収支予算書に基づくものとする。

(以 上)